

パブリックコメント手続き実施概要

1. 案件名

「交野市災害廃棄物処理計画(案)」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市環境部環境総務課
(2) 所在地 : 〒576-0041 交野市私部西 3 - 3 - 1
(3) 電話番号 : 072-892-0121

3. 概要

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和5年1月23日(月) から
終了 令和5年2月21日(火) まで
※郵送は期間内の消印があれば有効
(2) 実施周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ
(3) 資料等公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
上記実施機関の事務所
(4) 意見等提出方法 : 書面、郵送、ファクシミリ、電子メール

4. 意見の提出先（上記実施機関）

- (1) 書面持参先 : 上記実施機関
(2) 書面郵送先 : 上記実施機関
(3) ファクシミリ番号 : 072-893-1170
(4) 電子メールアドレス : kankyousoumu@city.katano.osaka.jp

5. 意見提出の留意事項

- (1) 意見等の提出方法、期限を守ってください。
(2) 意見等の提出に際しては、住所、氏名を明記してください。
(3) 意見等を提出できる市民等とは次の方々をいいます。
◇ 市内に住所を有する人。
◇ 市内に事業所（事務所を含む。以下同じ。）を有する人や法人、団体。
◇ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人。
◇ 市内に存する学校に在学する人。
◇ 市税の納税義務を有する人や法人、団体。
◇ その他この案件に利害関係を有する人や法人、団体。
(4) 提出いただいた意見等の情報の全部又は一部を公表することがあります。
(5) 意見等に対する考え方、対応は個別には回答しません。

6. 公表資料

- (1) 「交野市災害廃棄物処理計画（案）」
(2) 「交野市災害廃棄物処理計画概要版（案）」

パブリック・コメント制度の流れ

市の基本的な計画や条例の案

【実施対象】

基本的な計画や指針
市民等に義務を課す条例
市民等の権利を制限する条例
行政手続条例等に規定する審査基準、処分基準
その他、実施機関が特に必要と認めるもの

広報掲載
依頼締切

案・資料の公表

【公表方法】

実施機関の事務所、情報公開コーナーで閲覧
広報かたの・ホームページへ掲載

市民の意見提出(募集期間は30日間)

【提出方法】(原則は、別紙様式の提出による)

書面にて直接提出
郵便・ファクシミリ・電子メール
(住所、氏名等を明記)

案に反映できるもの

案に反映できないもの

反映できない理由を整理

意見の処理内容等の公表

【公表内容】

提出された意見の概要とその処理
案を修正した場合はその修正内容

公表は、意
思決定前

議会の議決を要するもの

議会の議決を要しないもの

議会の議決

計画や条例等の施行、実施

① パブリックコメントの適否判断

② パブリックコメントの準備

公表内容、方法(第5条、第6条)
意見の提出期間(第7条)
意見の提出方法(第8条)
※原則、別紙様式による提出

③ 実施概要書の作成(様式①)

④ 実施の報告

議長へ(様式②に様式①添付)
総務課へ(様式②送付)

⑤ 周知

広報紙へ掲載依頼
(公表までに広報掲載すること)
総務課へホームページ掲載依頼
(実施一覧表への追加)
案は各課のホームページに掲載

⑥ 意見への対応

個別には回答しない
提出された意見を分類整理
・意見者数を数える。
・同一意見者に異なる複数の
意見が含まれるときは分離
・類似の意見は、まとめるが
意見者数は1人ずつ数える

⑦ 意見の処理

意見の類型ごとに検討
説明責任を十分に果たす

⑧ 結果概要書の作成(様式③)

⑨ 決定手続きと報告

作業に応じ決定手続きをする
議長へ(様式④に様式③添付)
総務課へ(様式④送付)

⑩ 周知

広報紙へ掲載依頼
(報告後遅滞なく広報掲載すること)
総務課へホームページ掲載依頼
(実施一覧表に結果リンク先掲載)
結果は各課のホームページに掲載
※ 議決事項の場合、議案上程の
前に公表を行うのが原則

⑪ 計画や条例等の決定